

第2章

上ビルマ農村の農外就業と階層構造 ——社会主義体制末期の一灌溉村を事例として——

はじめに

1962年から88年まで続いた社会主義体制下のビルマの農業生産は、集団農場ではなく、国家から耕作権を与えられた小農によって担われてきた。小農たちが居住する農村は、彼らが耕作する耕地の地目によって、「水田(を耕す)農民の村」(ledhamâ ywa), 「畑作(をする)農民の村」(yadhamâ ywa)などと呼ばれている⁽¹⁾。しかし、農村はこのように耕地を保有⁽²⁾する農民たちのみによって構成されているわけではない。ビルマの農村も他の東南アジア諸国の農村と同様に、多数の非農家世帯を包含しているのである。だが、ビルマ政府の発行する種々の統計資料にはその存在は全く触れられておらず、非農家世帯の実態は実際の農村調査によってしか知ることができない。10カ村余りの農村実態調査をみるとかぎりでは⁽³⁾、少数の例外⁽⁴⁾を除いて、ひとつの村の総世帯数の約半数を非農家世帯が占めている。すなわち、平等を旨とする社会主義政権の下で、経営耕地をもつ農家ともたない非農家という2つの階層が量的に相拮抗しながらひとつの村のなかに存在してきたのである。

土地保有から切り離された農村の住人たちはいかにして生活の糧を得てきたのだろうか。非農家層がどのような職種についているのかという問い合わせでは、いくつかの農村調査事例がこれを明らかにしている⁽⁵⁾。だが、これらの論文は農外就業の種類と各職種の従事者数を記録しているにすぎない。農

地改革を実施しながらもそれが不十分に終わってしまったビルマにおいて、農外就業がどれだけ土地分配の不平等を緩和しているかを知るにはこうした調査のみでは不十分である。これに対し斎藤は、農外就業機会のなかで最も多い農業雇用労働に関して、農業労働者世帯の就労構造、所得構造、資産保有などについて、農家と比較しつつ、下ビルマの水稻単作地帯の一米作村であるチュンガレー村で詳しい事例研究を行った。彼女はこの調査から、農業労働者世帯と農家の所得格差の源泉は、低米価粒米供出制度の下では、米作収入と労賃収入の格差ではなく、副業収入の差に求められる、と結論している。農業労働者世帯の副業は単純労働によるものが支配的な一方、農家のなかには一定の蓄積を必要とする自営業種にも進出して高収入をあげているものがいるからである⁽⁶⁾。また筆者もこの近くの水稻単作村を事例として、農業労働者の雇用形態を歴史的・社会的文脈のなかに位置づけ、さらに非農業部門に従事する世帯も含めた、一農村の全世帯の所得構造の分析を試みた。その結果、農家層に関しては、大規模層は土地や家畜などの資産を基盤にした副業経営、小規模層は余剰労働力を利用した資産を必要としない副業や労賃収入によって、水稻作にほぼ労働力を燃焼し尽くしてしまう中規模層よりも高い所得を得ていること、農業労働者世帯に関しては、血縁者や「親しい」者に長期的に雇われる層と日雇でしか雇用されない就業が不安定な層が存在し、前者の所得は中規模農家層に匹敵すること、非農業従事世帯も収入の安定した公務員世帯とその他の日雇労働者世帯に2分できること、を明らかにした⁽⁷⁾。すなわち、低米価供出制度の下では、土地保有の不平等が所得の階層化に直結はしないものの、それに規定される副業経営の内容や余剰労働力の利用を媒介にして、間接的に農家の階層化に影響を及ぼす。また農地を保有していないとも、少ない就業機会のなかで幸運にも安定した非農業就業を得られるならば、所得の少ない農家程度の所得は得ることができたのである。

それでは、下ビルマの水稻単作地帯とは異なり、供出の軸のある水稻だけではなく、灌漑用水の供給を受けてさまざまな商品作物を生産している上ビルマの灌漑村では、土地保有と農外就業の関係はどうなっているのであろう

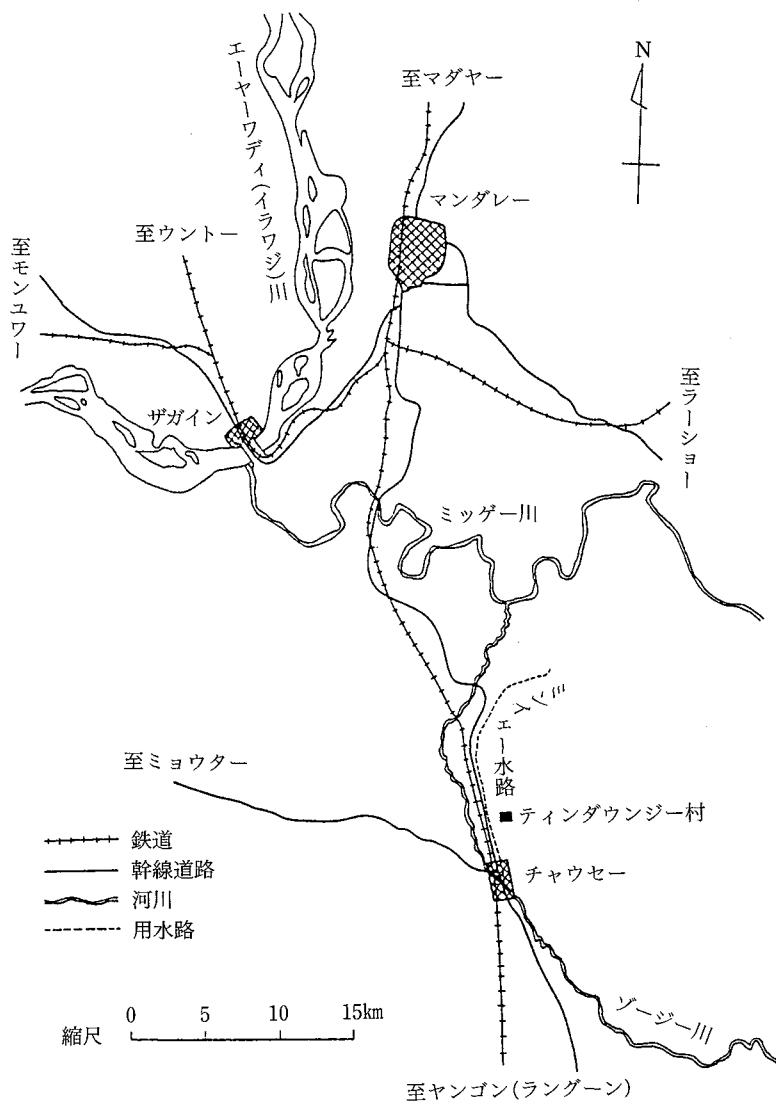
か。灌漑用水を利用して1年間を通して種々の作目を栽培している村と、水稻作の時期以外には水田の土が固まって何も作付けされない下ビルマ水稻単作地帯の村とでは、農業労働者の雇用形態にどのような相違があるのであろうか。また、非農業部門での就業は村内の階層構成にどのような影響があるのであろうか。本章では、ビルマ式社会主义体制末期の1987年に筆者が調査した、上ビルマでもとくに灌漑施設が整備されているチャウセー (kyau'se) 地方の一農村であるティンダウンジー村 (thindâungyî ywa) の事例を取り上げ⁽⁸⁾、上記の問題についての考察を試みる。ティンダウンジー村では農地改革が実施されておらず、世帯ごとの土地所有規模は不平等である。そのため、土地保有規模に規定された所得分配の階層性が存在することが予想される⁽⁹⁾。他方、農外就業はこの階層性を緩和あるいは逆転させる可能性がある。本章では、同村の土地分配の不平等性を踏まえ、農地を保有しない非農家を含めた、村の土地保有構造と就業構造の関係そして経済活動の結果としての階層構造の実態に迫ってみたい⁽¹⁰⁾。

独立後すぐに、ビルマ政府は不平等な土地分配を改編するために農地改革に関する法律を施行しながら十分な成果を上げられず、それはネーウィン政権でも同様であった⁽¹¹⁾。そのような理想と現実の懸隔の狭間で、土地保有が農村内の階層構成に対してどの程度の影響力をもっているのか、および非農家がいかにして農村内で生活しているのかを解明することは、戦後ビルマの農村社会を理解するうえで重要な鍵になるものと思われる。

第1節 土地保有と就業構造

調査村のティンダウンジー村は、マンダレー (mândalêi) 管区——チャウセー郡 (kyâu'se myôdune) ——ティンダウン村落区 (thindâun kyêiywaou'sù) に属する農村である。村落区が行政の最小単位であり、村落区は1村以上(すなわち、単独の場合もありうる)の「村」を含む。ティンダウンジー村は、隣の

図1 ティンダウンジー村の位置



(出所) 高橋昭雄「上ビルマ灌漑村における農地保有と農産物の商品化一下ビルマ農村との比較
一」(梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』アジア経済研究所, 1991年) 153ページ。

タウンフルエー(taunhlw )村と一緒に2カ村でひとつの村落区を成す。郡都チャウセー町は、王朝時代最後の都が置かれた、ビルマ第2の都市でもある古都マンダレーから、ヤンゴン(yangoun)=マンダレー道路に沿って南方約48kmにあり、調査村はチャウセー町の北約4.5kmのところにある(図1参照)。村の人口は1987年時で、男325、女335の計660で、総世帯数は126世帯、うち調査対象世帯は102世帯である⁽¹²⁾。

ビルマの農村は多くの非農家⁽¹³⁾世帯を抱えていると述べたが、ティンダウンジー村も例外ではない。世帯の職業⁽¹⁴⁾別に村内の世帯を分類した表1にみるように、村の総世帯数126の半分近くを非農家が占め、調査世帯についても、総世帯数102の4割を非農家が占めている。非農家のなかで最も多いのは農業雇用労働者世帯であり、村全体では25世帯で総世帯数の20%を占め、調査世帯に関しては20世帯で、やはり調査世帯総数の20%を占める。これに次

表1 職業構成
(単位:世帯)

世帯の主業	世帯数	構成比(%)
農業	62(69)	60.8(54.8)
農業雇用労働	20(25)	19.6(19.8)
左官	13(14)	12.7(11.1)
その他	7(8)	6.9(6.4)
不明	0(10)	0(7.9)
合計	102(126)	100.0

(注) (1) 世帯の主たる生計支持者が1年のうち最も長く就業する職業を世帯の主業とした。ただし、農地を保有する世帯の主業は「農業」とした。

(2) かかる前の数値は調査対象世帯、かかる内の数値は村の全世帯に関するもの。

(3) 「不明」世帯はすべて非農家である。

(出所) 図1に同じ、156ページ。ただし、本章では農業を世帯の主業とする世帯(農家)の定義を変更したので、農家が2世帯多くなっている。また、高橋「上ビルマ灌漑村……」では、労働者をすべて「農業労働者」に入れてしまったが、本表では新たに「不明」の項を設け、農業労働者世帯であるかどうか不明なものについてはそこに分類することにした。

表2 保有¹⁾農地²⁾面積別、就業パターン別農家分類³⁾
(単位:世帯)

保有農地面積	自家農業のみ	自家農業 + 農業雇用労働	自家農業 + 非農業	自家農業 + 農業雇用労働 + 非農業	計
4エーカー未満		7	4	6	17
4~8エーカー	7	5		6	18
8~12エーカー	8	5	3	1	17
12エーカー以上	5	2	3		10
合 計	20	19	10	13	62

(注) 1) 「所有」ではなく「保有」としたのは、水田には所有権がなく、耕作権のみが与えられているからである。

2) 農地には、水田、畠および樹園地を含む。ただし、調査対象世帯のなかには、畠を保有する世帯が6、樹園地を保有する世帯が2あるが、水田を保有せずに畠や樹園地を保有する世帯はない。また、畠と樹園地の合計面積は調査対象世帯の農地保有面積合計の3.3%を占めるにすぎない。

3) 世帯構成員の誰かが1人で自家農業と農業雇用労働に従事していても、1人が自家農業のみで他の1人が農業雇用労働のみに従事していても、世帯の就業パターンの分類は「自家農業+農業雇用労働」になる。また、複数の世帯構成員が自家農業に従事していてもその他の職業に従事する構成員がいなければ「自家農業のみ」に分類される。他の分類も同様。

(出所) 筆者調査による。

いで多い非農家世帯は左官世帯であり、村の総世帯数および調査世帯総数のそれぞれ11%および13%を占める。左官が多いのはこの村に特殊な現象であり、周辺の村のなかで左官がこのように多数居住する村はない。この理由については次節で述べることにする。また、ここで「その他」の職業には、教師、御者、織工、小店主、日雇人夫および農産物の仲買人の世帯各1世帯と、1世帯の無職の独居老婦世帯が含まれる⁽¹⁵⁾。

表1は、あくまでも世帯主の主たる職業を世帯の主業として、職業別に分類したものである。実際には多くの世帯が副業や兼業に従事する世帯構成員を抱えており、世帯主自身がこれに従事することも多々ある。表2は農家の所得源泉を自家農業、農業雇用労働、非農業の3つに分け、各々の世帯がこれら3種の収入をどのように組み合わせて生計を立てているのか、すなわち

世帯内の労働力をこの3部門にどのように振り分けているのかを、保有農地面積で4つの階層に分けて各階層ごとの世帯数を示した表である。これを見て直ちにわかるように、自家農業のみから所得を得ている農家は、調査農家総数の3分の1にすぎない。農家といえども自家農業のみで食べているわけではないのである。とはいっても、自家農業および農業雇用労働のみから、すなわち農業部門に従事することによってのみ所得を得ている農家が39世帯と調査農家総数の3分の2を占め、非農業部門からの収入がある農家は、3分の1になってしまう。自家農業の傍ら、その時々の自家の農作業で余った労働力が農業雇用労働に出る、というのがティンダウンジー村の農家の典型的な就業パターンであるといえよう⁽¹⁶⁾。

さらに表2によって、農家の階層別の収入源をみると、保有農地面積4エーカー⁽¹⁷⁾未満層には自家農業のみに従事する世帯が全くない。この層に属する17世帯は、非農家世帯に近いわば限界農であり、自家の農業だけでは十分な生計費を得られないものと思われる。その他の層の農家においても、自家農業のみを世帯の所得の源泉としている農家は各層とも約半数にすぎない。ティンダウンジー村では8エーカーの水田が農業のみで生計を立てていける耕作規模であると推定される⁽¹⁸⁾が、それよりも大きい層でも多くの農外就業がみられる。だが、農外での就業状況は階層によって異なる。8エーカー未満層が、農業雇用労働のほかに大工、左官の補助、荷役など日雇的な兼業や行商、茶店などのほとんど資本のいらない副業によって所得を得ている⁽¹⁹⁾一方、8エーカー以上層になると、教師や政府の工場勤務といった安定兼業や服の仕立て、テレビの上映、精米、バッテリーの充電屋といった比較的大きな資本を要する副業に手を広げており、一職種からの収入に両者の間では大きな差がある⁽²⁰⁾。このような相違の一端が、自家農業、農業雇用労働そして非農業と、多種にわたって所得源泉を求めている（求めなければならない）世帯が8エーカー未満層には12世帯もあるが、8エーカー以上層にはわずかに1世帯しかないという現象に表れている。

次に、非農家世帯がどのような職種から所得を得ているのかについて、表

表3 就業パターン別非農家分類

(単位:世帯)

世帯の主業	農業雇用 労働のみ	農業雇用労働 + 非農業	非農業のみ	計
農業雇用労働	13	7	—	20
左 官	—	6	7	13
そ の 他	—	3	3	6
合 計	13	16	10	39

(注) (1) 世帯構成員の誰かが1人で農業雇用労働と非農業に従事していても、1人が農業雇用労働のみで他の1人が非農業のみに従事していても、世帯の就業パターンの分類は「農業雇用労働+非農業」になる。また、複数の世帯構成員が農業雇用労働に従事していても、その世帯は「農業雇用労働のみ」に従事する世帯に分類される。

(2) 「—」は、この範疇に入る世帯は存在しないことを示す。

(3) 無職の独居老人世帯は除く。以下表4、5も同じ。

(出所) 筆者調査による。

3を参照しながらみていいくことにしよう。まず、農業雇用労働を主業とする世帯(農業労働者世帯)においては、世帯構成員が農業雇用労働のみに従事している世帯が20世帯中13世帯と半数以上を占める。だが、世帯主のみがこれに従事しているわけではなく、妻や子供も含めて複数の世帯構成員が農業雇用労働に従事する世帯が上記13世帯中7世帯ある。先述の自家農業のみ、および自家農業と農業雇用労働のみに従事する農家とこの農業雇用労働のみに従事する13世帯を合わせても計52世帯と、調査世帯総数の半分にしかならない。農業は村で最も大きな就業機会ではあるが、農業部門のみに従事して生計を立てているのは全世帯の半数でしかもなく、残りの半数の世帯は農業だけでは生活していないのである。農業労働者世帯にあって非農業部門に就業する者の職種は、1名だけが金刺繡の店の従業員で、残りはすべて左官である。すなわち、農業労働者世帯のうち6世帯は左官との兼業世帯である。逆に左官世帯においては、農業雇用労働に従事する構成員を抱える世帯が13世帯中6世帯ある。これに対し農家においては、左官に従事する構成員を抱える世帯は、農家総数62世帯中わずかに5世帯しかない。ティンダウンジー村の非

農家は農業雇用労働と左官を主な職業としているのであるが、それぞれを主業とする世帯の半数ずつが、もうひとつの職種も兼業しており、この両範疇の境界線は曖昧であるともいえる。だが後にみるように、世帯主の男子が左官に従事しているか否かは重要であり、これによって世帯の所得が大きく異なってくる。

続いて、世帯構成員の就業状況を、表4を参照しながら、農家・非農家、耕作規模および世帯の職業ごとにみていくことにしよう。まず農家の保有農地面積を4つに区分し、それぞれの階層に属する世帯の平均的就業パターンを観察してみることにする。1世帯当たりの平均世帯員数をみると、大規模農ほど世帯員数が多く、反対に有業者数を生産年齢人口で除した商である有業率は、大規模農ほど小さくなっている。これは保有農地面積が大きくなるほど、就業しない10歳以上の世帯員の割合が多くなることと同義であり、具体的には大規模農ほど子女の教育期間が長くなること、あるいは妻が家事に専念する傾向があることを意味する。世帯人口および不生産人口の扶養力は農地面積と密接に関係しているのである。

さて、農家各層の世帯員の就業パターンの分析に移ろう。自家農業従事者は当然農地保有規模が大きくなるほど増える。逆に、自家農業だけでなく農外で就業している者は下層ほど多くなる。とくに、男子の多就業者、すなわち1人で複数の職種に就業している者がいるのは、8エーカー未満層にほぼ限られているといってよい。8エーカー以上層では、男子労働力は自家農業かさもなければ安定した非農業部門の1職種のどちらかに就労しているといってよい。女子労働力に目を移してみると、多数の女子が農業雇用労働に従事していることに気づく。自家農業とともに農業雇用労働に従事する女子は各層に広がっており、小規模層では自家農業に従事せずに農業雇用労働のみに従事する女子も目立つ。ティンダウンジー村では非農業部門に従事する女子が男子に比べて少ないが、対照的に、農家・非農家とも、農業雇用労働に従事する女子労働者の数は男子よりもずっと多い。

非農家の1世帯当たりの人口は、限界農である4エーカー未満層を除く各

表4 保有農地面積別または主業別の就業パ

保有農地 面 積 (エーカー)	世帯員数			生産年齢人口			有業者数			有業率(%)			自家農業のみ		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
農 家															
4未満	2.18	2.24	4.42	1.59	1.94	3.53	1.23	1.18	2.41	77.3	60.8	68.2	0.35	0.06	0.41
4~8	2.83	3.22	6.05	2.17	2.39	4.56	1.61	1.22	2.83	74.1	51.0	62.0	0.83	0.11	0.94
8~12	2.71	3.65	6.36	1.94	2.65	4.59	1.47	1.12	2.59	75.7	42.2	56.4	1.12	0.35	1.47
12以上	3.20	4.00	7.20	2.90	2.80	5.70	1.60	1.10	2.70	55.1	39.2	47.3	1.30	0.60	1.90
非 農 家															
農業雇用労働	2.39	2.50	4.89	1.50	1.72	3.22	1.22	1.50	2.72	81.3	87.2	84.4			
左 官	3.13	2.60	5.73	1.73	2.13	3.86	1.54	0.93	2.47	89.0	43.6	63.9			
その他	2.33	3.33	5.66	1.67	2.17	3.84	1.17	1.34	2.51	70.0	61.7	65.3			
調 査 世 帯 計	269	302	570	191	224	415	142	122	265	—	—	—	53	15	68

(注) (1) 農家については保有農地面積別に、非農家については世帯の主業別に分類した。数値
る。

(2) 「生産年齢人口」とは、10歳以上65歳以下の男女をいう。

(3) 「有業者」とは、生産年齢人口のうちで、調査時までの1年間になんらかの職業に就

(4) 「有業率」 = (有業者数) ÷ (生産年齢人口) × 100。この項目のみ単位はパーセン

(5) 「自家農業+農業雇用労働」とは、1人で自家農業と農業雇用労働に従事している
「農雇用労働+非農業」という就業パターンの者は、農家層には1人もいなかった。

(出所) 筆者調査による。

農家層の人口よりも少ない。有業率は、農業労働者世帯では84%に上り、農家および他の非農家層に比し、群を抜いて高くなっている。左官世帯と「その他」世帯の有業率も4エーカー未満の農家層を除く各農家層よりも高く、非農家は農地を保有しない不利を有業率を高めることによって補っていると
いうことができよう。非農家層において、女子の農業雇用労働への就労は農家にもまして重要である。農業労働者世帯では男子を凌いで1世帯当たり平均1.4人の女子が農業雇用労働に就いており、また左官世帯や「その他」世帯においても女子の農業雇用労働就労者が農家のそれを大きく上回り、これが非農家世帯の有業率を押し上げる一因となっている。

以上考察してきたように、農地国有化法による農地改革が行われなかつたティンダウンジー村では、農地の保有規模と世帯の有業率は逆相関の関係に

ターン別有業者数

(単位：人)

自家農業 + 農業雇用労働			自家農業 + 非農業			農業雇用労働 + 非農業			農業雇用労働 + 非農業		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0.47	0.41	0.88	0.29	0.18	0.47	0	0.41	0.41	0	0	0.12
0.28	0.61	0.89	0.11	0	0.11	0.06	0.22	0.28	0	0	0.33
0	0.59	0.59	0.06	0.06	0.12	0	0.06	0.06	0	0	0.29
0	0.40	0.40	0.10	0	0.10	0	0	0.00	0	0	0.20
						0.94	1.39	2.33	0.22	0	0.22
						0.07	0.80	0.87	0.20	0	0.20
						0	1.17	1.17	0	0	1.17
13	32	45	9	4	13	21	57	78	7	0	7
									40	14	54

は「調査世帯計」が実数である他はすべて各階層ごとの1世帯当たり平均値である。

いた者をいう。

ト。

者をいう。「自家農業+非農業」、「農業雇用労働+非農業」も同様である。なお、

ある。村の就業構造は農地の保有構造と密接に関連しているのである。

第2節 農外就業の実態——農業雇用労働を中心について——

1. 農業雇用労働

ティンダウンジー村で最も大きな就業機会は農業雇用労働である。農家62世帯のうち32世帯が兼業として、非農家39世帯のうち20世帯が主業、9世帯が兼業として、農業雇用労働によってなんらかの所得を得ている。多くの農家が世帯内に農業雇用労働に従事する世帯構成員を抱えるという現象は、下

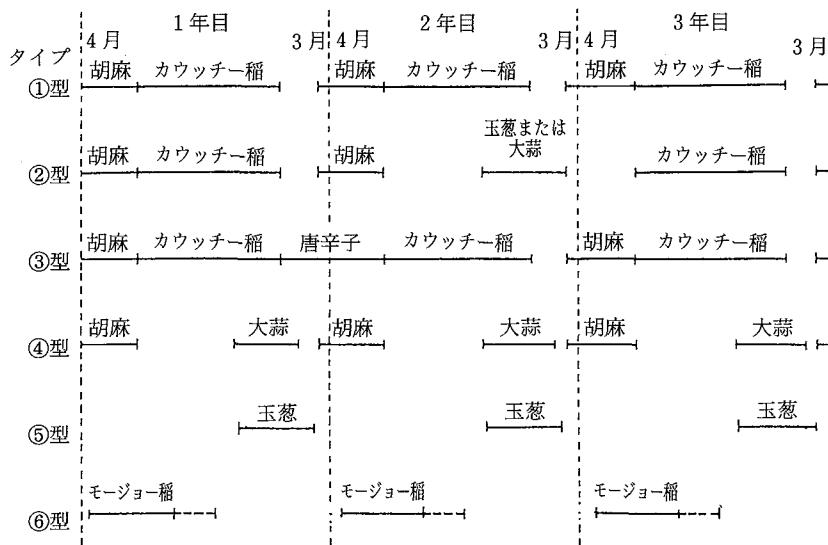
ビルマではあまりみられなかつたことである⁽²¹⁾。また、田植え期以外には男子が中心であった下ビルマZ村の農業労働者に比べ、この村には女子の農業労働者が多い。このような状況を理解するために、以下ティンダウンジー村の作付けパターンとそれに伴う労働力需要の特質を、下ビルマの米作村Z村と比較しながらみていくことにしよう。

Z村の農業はビルマ・デルタにあまねくみられる水稻単作であり、農業雇用労働者の雇用機会はほぼ水稻作に関するものに限られている。野菜作や米の裏作としての落花生作が極小規模で行われているが、主として自家労働力が投下され、農業労働者が雇用されることはない。そのため、7月中旬から8月中旬にかけての田植え期を除いては、労働力は常に過剰状態にある⁽²²⁾。そのような状況下で、雇用主である農家と血縁的に近い男子農業労働者が比較的長期にわたって雇用され、その他の農業労働者は日雇や短期請負型の農業労働で糊口をしのぐことになる⁽²³⁾。それでも非農業部門での就業機会が狭小で、農業雇用労働と同様に不安定であるため、彼らは農村に留まらざるをえない。他方女子の農業労働者の雇用機会は田植え期の約1カ月間と少数の女子労働者しか従事できない収穫期に限られており、その他の季節には、彼女たちは失業しているか、三日月湖に区画をもつて少數の者がガズンユエッ(空心菜)を作るか、行商、屋根材作り、籠編みなどの非農業部門に従事するかのどれかである⁽²⁴⁾。

Z村の水稻単作に対し、灌漑設備のあるティンダウンジー村の作付けパターンは豊富である。雨季の稻(カウッチー稻)を中心に、胡麻、唐辛子、玉葱、大蒜(ニンニク)などが組み合わさって二毛作が行われ、また稻は雨季だけでなく乾季にも栽培されている(モージョー稻)。調査時の村の作付けパターンは図2に示したとおりである。パターンごとに作付面積は異なる⁽²⁵⁾が、ほぼ1年中なんらかの作物が作られていることがわかる。図に示した作物の栽培に必要な農作業は以下のとおりである。

稻については、作期こそ異なるが、カウッチー稻もモージョー稻も同様であり、耕起・整地(男、以下かっこ内の性別は当該作業をする者の性別)、苗抜き

図2 ティンダウンジー村の作付けパターン



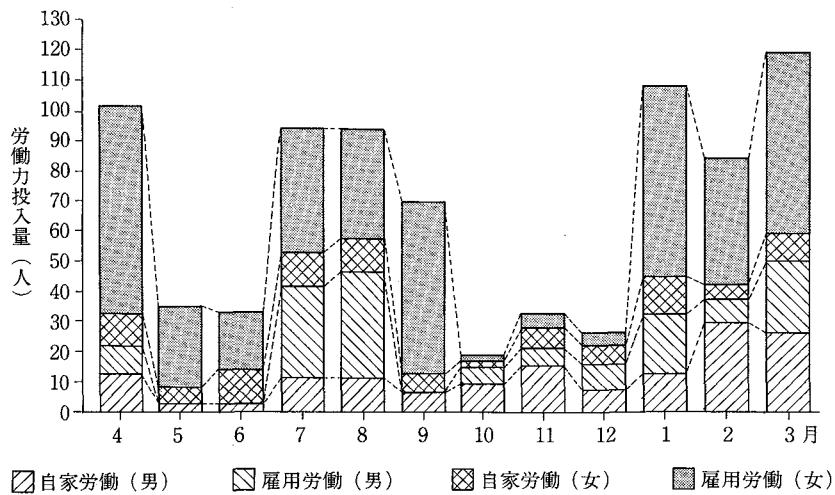
(注) ⑥型の点線は再生作期を示す。

(出所) 図1に同じ, 170ページ。

(男), 田植え(女), 施肥(男), 除草(女), 収穫(男女), 運搬(男女), 脱穀(男), 風選(男女)が主な作業である。胡麻作に必要な農作業は, 耕起・整地(男), 播種(男女), 収穫(女)である。唐辛子作には, 耕起・整地(男), 播種(男女), 定植(女), 土寄せ⁽²⁶⁾(女), 除草(女)2回, 犁上げ⁽²⁷⁾(男), 収穫(女)といった農作業を必要とする。玉葱と大蒜に必要な作業はほぼ同じで, 耕起・整地(男), 定植(女), 土寄せ(女), 除草(女), 収穫(男女), 球取り⁽²⁸⁾(女)といった手順を踏む。

図3は, 男女別, 自家・雇用別の1日当たり平均労働力投入量を調査農家全部について推計し⁽²⁹⁾, 農作業に実際にどれだけの労働力が投下されているのかを月別に図示したものである。Z村の農業労働力需要パターンは, 7月中旬から8月中旬までの1カ月間に労働力需要のピークがあり, 11月から1月までの3カ月間に供給よりずっと少ない稻刈り需要があって, 他の月には

図3 男女別自家・雇用別農業労働力投入（月別1日当たり平均）（1986～87年）



(注) 労働投入量については、1日当たり5時間以上働く者のみとする。

(出所) 筆者調査による。

ほとんど農業労働力需要がないという、変形双峰型であったが、ティンダウンジー村のそれはかなり違っている。ティンダウンジー村の月別の農作業と従事者の性別（かっこ内）をみると、4、5月はモージョー稻の苗抜き（男）と田植え（女）および唐辛子の収穫（女）と玉葱の収穫（男女）、6月はモージョー稻の除草（女）と胡麻の収穫（女）、7、8月はモージョー稻の収穫（男女）とカウッチー稻の苗抜き（男）と田植え（女）、9月はカウッチー稻の除草（女）、10月から12月にかけてはカウッチー稻の収穫（男女）と唐辛子の定植のための耕起・整地（男）、1、2月はモージョー稻のための水田整備（男）、唐辛子の定植と土寄せ（女）、玉葱および大蒜の定植と除草（女）、3月はモージョー稻の苗抜き（男）と田植え（女）、胡麻田の耕起と播種（男）、唐辛子の除草（女）、玉葱と大蒜の収穫（男女）、と続く⁽³⁰⁾。灌溉設備があるので、11月から5月にかけての乾季にも多くの農業労働力需要がある。また、水掛かりの状態によって同じ作物でも水田ごとに作期がずれるため、村全体としては同じ作業に対する需要が半月から1ヶ月、場合によってはそれ以上続くこと

がある。

図3からわかるように、女子の農業雇用労働力需要が10月から12月を除けば非常に高い水準を保っている。年2回作付けされる稻の田植え、唐辛子や玉葱などの定植や除草に大量の女子労働力が動員されるからである。こうした需要が、農業雇用労働のみに従事する者57人、自家農業を兼ねつつ農業雇用労働に従事する者32人(表4参照)という多数の女子労働者の存在の背景となっている。これに対し、男子の雇用労働力需要は非常に少ないことが同図からみてとれる。男子農業労働者の雇用機会が多いのは、7、8月のカウッチー稻の田植え期、モージョー稻の苗代・本田作りと唐辛子、玉葱、大蒜の畝上げが重なる1月、胡麻の播種、大蒜の収穫、モージョーの田植えが行われる3月のわずか4カ月ほどである。耕起・整地や畝上げなど、仕事の強度がきついので、男子農業労働者の日給は女子の1.5倍から2倍であるが、雇用される人数は女子よりもずっと少ない。男子専業農業労働者はわずかに21人(表4参照)で、女子の3分の1強にすぎない。男子農業労働者の雇用が少ない最も大きな理由は、男子労働力を最も必要とする耕起・整地作業が、レッサー・アライイ(*le'sâ alai'*)と呼ばれる、農家同士の労働交換によって行われることが多いからである。ティンダウンジー村では、耕起・整地作業がこのような労働力調達方法で行われるので、雨期雇のような季節雇の男子農業労働者はおらず、また収穫労働はすべてポウッピャッ(*pou'pya'*)⁽³¹⁾であるので、乾期雇⁽³²⁾が雇用されることもない。すなわち、稻刈りを除いては、男子も女子もすべて日雇ベースで雇用される。

女子は農業雇用労働、男子は自家農業かさもなければ非農業部門への従事という傾向があることは第1節すでに述べた。このように性によって異なるティンダウンジー村の就業指向は、上述のような灌漑農業の特質に規定されているのである⁽³³⁾。

2. 左官

ティンダウンジー村の非農家のなかで、農業労働者世帯に次いで数が多いのが左官を主業とする世帯である。調査対象世帯のなかで左官世帯は13世帯である（表1参照）。「その他」の範疇に入る7世帯の主業はすべて異なるので、非農業部門での就業を世帯の主業とする世帯のなかでは、左官世帯が群を抜いて多いことになる。先述のように、農家が5世帯、農業労働者世帯が6世帯左官を兼業職としているので、左官に従事する世帯は24世帯となり、調査総世帯数の4分の1にせまる。このように多数の左官を抱える村は、ティンダウンジー村をおいて近隣には存在しない。上ビルマの村は、村落内分業が発達していて自給的なインドの村とは対照的に、鍛冶屋の村、壺作りの村、大工の村、左官の村、というように村ごとに専業化している、とファーニバルは述べている⁽³⁴⁾。彼の記述からすると、ティンダウンジー村はまさに「左官の村」ということができる。

この村には王朝時代から多くの左官がいたと言い伝えられているが、英領植民地期にはその数はかなり減ってしまったという。廃れてしまった左官業を復興したのは、調査時点（1987年）で当年69歳のウー・トエー（U Thwe）⁽³⁵⁾という人物である。彼の話によると、彼が左官になったのは、日本占領下の1942、3年である。当時村にはわずか5人しか左官はいなかった。彼は、日本軍に徴用されてチャウセーの町⁽³⁶⁾に移り住んでいた、ティンダウンジー村出身の左官ウー・サウン（U Saung）に弟子入りする。ウー・トエーは当時4エーカーの水田を耕す農民であり、自家農業と農業雇用労働で生計を立てていたが、生活は苦しかった。そこで農地を小作に出して、左官の修業を始めることにしたのである。小作地は1946、7年頃この地方を支配していた共産党によって取り上げられてしまった。だが、彼はウー・サウンの家の草取りや牛の世話をしながら修業を重ね、入門20年にして棟梁となる。そして、自分の5人の息子をすべて左官にし、従兄弟や甥たち、さらに他の村人たちも彼

の下に弟子入りしてきた。彼の弟子は皆男子で、調査時点での数は50人に及び、そのうち村外の者はたった2人である。弟子の多くは独立し、村を離れた者も多い⁽³⁷⁾。調査した左官世帯13世帯のうち、彼の世帯を除く12世帯の世帯主はすべて彼の弟子であり、その10世帯は彼の親類である。彼の仕事場は、北はマンダレーから南はクーメー (kumê) に至る半径30~40kmの範囲である。彼は、弟子の何人かに加え、土運びなどをする労働者として、村の農業労働者や農民を引き連れて仕事場に行く。農業部門に従事するだけでなく、左官を兼業する農民や農業労働者がいるのはすでに述べたが、彼らは熟練の左官ではなく、こうした補助労働に雇用されるのである。

ティンダウンジー村のほかにも、農業を村の基本的な生業としながら、特定の非農業部門に従事する人口を多数抱え、「○○の村」と周囲から呼ばれている村が、チャウセー郡には数多くある。ティングウェー村の南およそ2kmにあるインダイン村 (indain ywa) では、古来から女子がゆで豆の行商に従事してきたという。村の総世帯数は230で、女子人口は633であるが、180世帯の非農家世帯を中心として150人ほどの女子がゆで豆の行商に出ている。この村の隣にあるタズィンドー村 (tazindo ywa) は総世帯数157の村であるが、このうち140世帯ほどで女子が乾季にテッケー (the' ke) と呼ばれるチガヤで屋根材を織る。この両村の間にはしばしば通婚があるが、タズィンドーの女がインダインに移り住むと、テッケー織りをやめてゆで豆売りをし、反対にインダインの女がタズィンドーに輿入れすると、ゆで豆売りはやめてテッkeeを織り始める。チャウセー郡内には10の町区 (チャウセー町の中) と86の村落区があり、180前後の村があるが、郡内で豆売りの村といえばインダイン、テッkee織りの村といえばタズィンドーの名がすぐあがる。

チャウセー町の西方にあるミャウンウー村 (myaunû ywa) はピヤー (hpya) と呼ばれるござ作りで有名な村である。サットワービン (hsa'thwâbin)⁽³⁸⁾という棘の生えた葉を加工して作るござは丈夫で軽量であり、遠く中国国境にまで市場が広がっている。この村の総世帯数は186であり、すべての世帯の女子がござ織りに従事している。原料は村外からも供給されるが、ござを織るの

はこの村の女だけである。村の女が結婚などで他出するとき、彼女はもうござを織らないと約束し、村外の者も含めて誰も彼女にサットワービンを供給しなくなる。反対に他村の女がこの村に入ってくるとござ織りを始める。

上に例示したような、農業を営みつつ、ひとつの職業に専業化した村の由来は王朝時代に求められる。王朝時代、王朝に使える種々の職能集団に対し集団ごとに土地を与えてそこに住まわせる詔勅がしばしば出されているのである⁽³⁹⁾。上記の村々においては、自分たちの職業は王朝時代から受け継がれてきたものであると言い伝えられているが、その真偽、およびそれが詔勅によるものかどうか定かではない。だが、村を出たら仕事ができないということに象徴されるように、少なくとも「村の稼業」という観念は現在でも息づいているように思われる。これに対し、ティンダウンジーの左官は村を出ても仕事ができるが、それでも昔からこの辺りで左官を輩出してきたのはこの村だけであり、村人にとって左官は「村の稼業」である。こうした村の稼業をもつ村においては、その稼業が地域の社会的分業を担う⁽⁴⁰⁾とともに、農地をもたない村人が村で生活していくための経済的な基盤を提供してきたのである。

第3節 世帯所得の階層性

下ビルマZ村は、供出強制が重くのしかかる水稻生産に特化した単作地域であったため、一部の野菜作農家を除けば、自由市場への農産物の販売はほとんど行われていなかった。これに対し、灌溉の恩恵を受けてさまざまな作付けパターンの選択が可能なティンダウンジー村では、供出の必要がほとんどない唐辛子や玉葱などの作物が栽培されており、農産物の商品化が進んでいる。しかし、保有農地8エーカー未満の小規模層では、水稻のみあるいは水稻と胡麻のみといった供出用および自給用の作物しか作らない農家が多く、商品生産を展開できるのは8エーカー以上の中・大規模層である。とくに12

エーカー以上の大規模層は、唐辛子や大蒜といった高リスク高リターンの農作物を栽培することによって、多大な収入をあげることができる⁽⁴¹⁾。農地保有規模に規定されるこのような農業生産の相違を踏まえて、表5でティンダウンジー村の各世帯の所得構造をみていくことにしよう。

まず表5の農家の部分と表6のZ村の農家所得を比較してみると、全般的にティンダウンジー村の農家の方が所得水準が高い⁽⁴²⁾。ただし、自由市場向けの商業生産がほとんどできない4エーカー未満の極小農家層は、Z村の農家よりも所得が低くなっている。ティンダウンジー村の農家の所得水準の高さは、商業的農業の展開を背景とした高い農業所得によるものなのである。続いて表5によってティンダウンジー村の保有農地規模別の所得をみると、農業所得の規模間格差は歴然としている。そしてそれは副業や兼業所得によっては埋め合わせようもなく、農家所得の格差となって現れてくる。保有農地規模の大きい農家ほど世帯構成員数が多いことは先述したが、それを補って余りあるほど規模別の農家所得格差は大きいのである。Z村では、小規模農家（保有水田12エーカー未満）は農業所得こそ中規模農家（同12～18エーカー）より低いものの、副業や兼業によって中規模農家より高い所得を得ていたが（表6）、ティンダウンジー村ではそのような現象はみられない。またZ村では、大規模農家（同24エーカー以上）は水稻作ではなく広い飼料基盤をベースにした畜産経営、とくに牛の飼育によって高所得を得ていた⁽⁴³⁾が、表5をみるとかぎり、ティンダウンジー村においては畜産所得⁽⁴⁴⁾の割合はそれほど高くないようである。つまり、Z村においても農地保有面積は所得を規定するが、小規模農家では労働力が余るので他へ回せる、大規模農家では広大な水田からの飼料によって多数の牛を飼育できる、といったように、農地保有が所得に与える影響が間接的であるのに対し、ティンダウンジー村では農地で作られる農産物からの所得が直接農家所得を決定する度合いが高い。Z村とは異なり、ティンダウンジー村では灌漑設備の恩恵を受けて、厳しい農産物供出制度下にあっても商品生産の展開が可能であり、他方Z村と同様に、社会主义体制下での経済的停滞のために農外の就業機会が狭小かつ不安定であ

表5 保有農地面積別または主業別世帯所得（ティンダウンジー村）
(単位：チャット)

農家・非農家別 保有農地面積ま たは世帯の主業	農 家				非 農 家		
	4エーカー 未 満	4～8 エーカー	8～12 エーカー	12エーカー 以 上	農業雇 用労働	左 官	その他の 所得
農業粗収益(a) (うち畜産部分)	7,677 (726)	14,433 (739)	23,152 (2,064)	41,053 (2,880)	151 (96)	30 (15)	404 (0)
農業経営費(b)	5,506	9,235	13,015	21,412	80	15	232
農業所得(c)	2,171	5,198	10,137	19,641	71	15	172
農業労賃収入(d)	506	414	238	68	2,554	503	1,381
非農業所得(e)	996	2,105	1,267	1,247	555	5,289	3,703
主業(f)	—	—	—	—	—	4,091	3,263
副業(g)	571	873	206	991	190	191	200
兼業(h)	425	1,232	1,061	256	365	1,007	240
農外所得(i)	1,502	2,519	1,505	1,315	3,109	5,792	5,084
世帯所得(j)	3,673	7,717	11,642	20,956	3,180	5,807	5,256
世帯構成員1人 当たり所得(k)	832	1,274	1,831	2,908	650	1,013	929

(注) (1) 農家については保有農地面積別に、非農家については世帯の主業別に分類した。数値はすべて各層に属する世帯の平均値である。

(2) 農業所得(c)=農業粗収益(a)-農業経営費(b)

(3) 非農業所得(e)とは、自家農業からの所得および農業労賃収入以外のすべての所得をいう。表中では、(e)=(f)+(g)+(h)である。

(4) 農外所得(i)=農業労賃収入(d)+非農業所得(e)

(5) 世帯所得(j)=農業所得(c)+農外所得(i)。農家においては、世帯所得が農家所得になる。

(6) 本稿での定義から、「農家」の主業は農業、「農業雇用労働」従事世帯の主業は農業雇用労働になるので、(f)に分類される所得はない。それを表中では「—」で表している。

(7) (k)は世帯所得(j)を表4に示された各層の世帯構成員数で除した数値である。

(出所) 筆者調査による。

るため、所得格差が農地保有にいっそう強く規定されるのである。

続いて非農家の所得を分析してみることにしよう。表5と表6を並べてみると、両村とも農業労働者世帯層⁽⁴⁵⁾の所得が農家を含めた諸階層の中で最も低くなっていることに気づく。この層が農村の最貧層なのである。これに対し、非農業部門に属する職種を主業としている世帯は、農業労働者世帯よりも高い所得を得ている。Z村では公務員、ティンダウンジー村では左官が

表6 保有農地面積別または主業別世帯所得 (Z村)

(単位: チャット)

	農 家						非 農 家			
	6エーカー未満	6~12エーカー	12~18エーカー	18~24エーカー	24エーカー以上	菜園農家	サンガード	チャーハン	公務員	その他
農業粗収益(a) (うち畜産部分)	3,250 (1,412)	5,704 (1,787)	7,338 (2,587)	11,174 (3,534)	20,901 (11,169)	4,776 (3,219)	772 (743)	466 (399)	2,006 (1,971)	551 (451)
農業経営費(b)	1,469	3,335	4,499	6,782	11,685	2,555	602	139	1,016	245
農業所得(c)	1,781	2,369	2,839	4,392	9,216	2,221	170	327	990	306
農業労賃収入(d)	735	188	37	0	0	722	2,263	809	118	354
非農業所得(e)	1,430	1,332	738	580	500	1,446	797	1,221	3,478	3,030
主業(f)	—	—	—	—	—	—	—	—	2,690	2,750
副業(g)	615	110	23	288	500	486	215	522	257	176
兼業(h)	815	1,222	715	292	0	960	582	699	531	104
農外所得(i)	2,165	1,520	775	580	500	2,168	3,060	2,030	3,596	3,384
世帯所得(j)	3,946	3,889	3,614	4,972	9,716	4,389	3,230	2,357	4,586	3,690
世帯構成員1人当たり所得(k)	752	663	594	921	1,714	627	593	536	783	800

(注) (1) 農家については保有農地面積別に、非農家については世帯の主業別に分類した。数値はすべて各層に属する世帯の平均値である。

(2) 農業所得(c)=農業粗収益(a)-農業経営費(b)

(3) 非農業所得(e)とは、自家農業からの所得および農業労賃収入以外のすべての所得をいう。表中では、(e)=(f)+(g)+(h)である。

(4) 農外所得(i)=農業労賃収入(d)+非農業所得(e)

(5) 世帯所得(j)=農業所得(c)+農外所得(i)。農家においては、世帯所得が農家所得になる。

(6) 本章での定義から、「農家」の主業は農業、「サンガード」および「チャーハン」世帯の主業は農業雇用労働者になるので、(f)に分類される所得はない。それを表中では「-」で表している。

(出所) 高橋昭雄「ビルマ・デルタの米作村—「社会主義」体制下の農村経済—」アジア経済研究所、1992年、194~195、208ページ。用語の定義も同ページを参照のこと。ただし、「非農業所得」と「世帯構成員1人当たり所得」は本章で新たに導入したものである。

代表的な非農業就業機会であるが、公務員になれるのは村の有力者の親族ばかり⁽⁴⁶⁾で、左官はウー・トゥーの親族が多くまた5年ほどの修業を必要とする。どちらも簡単にはなれないである。ちなみに、ティンダウンジー村では自家農業や農業雇用労働の傍ら左官に従事する世帯がかなりあることは先述したが、彼らが行うのは補助的労働であり、男子が専業として従事する場合の日当の半分しか受け取ることができず、これが左官を主業とする世帯と兼業とする世帯の所得の差となって現れる。

次に、農家所得と非農家の世帯所得とを比べてみると、非農家のなかで非農業を主業とする世帯グループより所得が低い農家は、ティンダウンジー村では4エーカー未満層のみ、Z村では「公務員」を主業とする世帯グループと比べるならば18エーカー未満層、「その他」グループと比べるならば12~18エーカー層がこれにあたる。農地保有の所得に対する規定性はやはりティンダウンジー村の方が強い。だが、大土地所有の優位は両村とも共通している。

最後に、前掲表4と表5を参照しつつ、世帯所得と有業率の関係をみると興味深い事実に気づく。所得は高い方から、12エーカー以上層、8~12エーカー層、4~8エーカー層、左官層、「その他」層、4エーカー未満層、農業労働者層の順になっているが、有業率の順はこれとちょうど反対になっている。所得の低い層ほどより多くの世帯構成員を就業させなければならないのである。

むすび

社会主義体制下にあっても、その平等イメージとは裏腹に、ビルマの農村のなかでの土地分配は不平等であり、また多数の土地なし層すなわち非農家が存在してきた。土地なし層は農業労働者として村内や近隣の農村で雇用されるだけでなく、種々の非農業部門の職種にも従事している。だが、ビルマ式社会主義体制下での経済停滞のため、都市や農村部での製造業や商業の発

展はみられず、農村工業も、市場が狭い、原材料の供給が続かない、政府の規制が厳しくそれを逸脱すると活動を停止させられてしまうなどの理由により、十分な発展はなされなかった。したがって非農業部門での雇用機会は一般に狭小で不安定であった。そのような状況下にあって、上ビルマにおいては王朝時代から続いてきた「村の稼業」が非農家層に貴重な就業機会を提供している。しかし、非農家のすべてあるいは非農家の世帯構成員のすべてがこの稼業に就業できるわけではない。農業雇用労働という農業部門での就業が非農家世帯の重要な収入源となっていることは、本章で比較した両村で共通にみられる現象である。

大量の労働者に雇用機会を提供し、農民に劣らない所得を可能にするというほどの非農業部門の展開は起こらなかったため、土地保有に基づく農村社会の階層秩序を農外所得が攪乱するというようなことは、ビルマの農村では発生していない。下ビルマのZ村やチュンガレー村では副業や兼業を通じて間接的に、そして上ビルマのティンダウンジー村ではより直接的に、それぞれ土地保有が所得分配を決定している。独立直後から農地改革を実施しながら実際には不完全にしか行われなかつたという矛盾に、農村非農家層や小規模農家層は、農外に就業機会を求めつつ彼らなりにこれに対応してきたのであるが、土地保有の呪縛から逃れることはできなかつたのである。

農村社会の下層部に属するこうした村人たちには、二重の意味で脱農傾向が強いことが推測される。すなわち、小規模な自家農業や農業雇用労働から非農業部門への職種の転換、および農村からの流出指向である。社会主义体制下では、非農業部門での雇用の停滞や厳しい居住制限のためにこの傾向は抑えられてきたが、1990年代に入っての市場経済化の進展に伴つて、ティンダウンジー村では脱農傾向が徐々に具現化しつつある。ヤンゴンでの建築ブームに乗つて左官が村の農業労働者を10人も引き連れてヤンゴンに移住する、中国との国境貿易が活発化するなかで村の農業労働者の何人かが貿易関係の荷役や茶店の店員として遠く国境地帯にまで出かけていく、といった例がこれにあたる。今後さらなる経済の自由化および市場化による農村の外部

での雇用の創出が予想されるが、これに対しビルマの農村は比較的容易に労働者を排出させる構造的可能性をもっている、といえそうである。

〔注〕――――――

- (1) 高橋昭雄『ビルマ・デルタの米作村—「社会主义」体制下の農村経済—』アジア経済研究所、1992年、64ページ。
- (2) 保有の定義については、同上書、105ページ、を参照のこと。
- (3) 斎藤照子「下ビルマ米作村の農業労働者—チュンガレー村におけるその実態—」(『アジア経済』第21巻第11号、1980年11月) 77~79ページ。同論文に9カ村の調査事例が紹介されている／高橋昭雄「上ビルマ灌漑村における農地保有と農産物の商品化—下ビルマ農村との比較—」(梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』アジア経済研究所、1991年) 155~157ページ／同『ビルマ・デルタの……』63~67ページ／M.E. Spiro, *Kinship and Marriage in Burma: A Cultural and Psychodynamic Analysis*, Berkeley: University of California Press, 1977, p. 29.
- (4) 「少数の例外」とは、下ビルマのマイン村と上ビルマのノンドウイン村であり、村の総世帯数に占める非農家の割合は、前者が²24.3%、後者が³13.6%である(斎藤、同上論文、77ページより計算)。だが、マイン村の再調査によると、1980年時点で、村の総世帯数239世帯中農家は127世帯を占めるにすぎない(Mya Than, "Little Change in Rural Burma: A Case Study of a Burmese Village (1960-80)," *Sojourn*, Vol. 2, No. 5, Feb. 1987, pp. 57, 69)。
- (5) M. Nash, *The Golden Road to Modernity: Village Life in Contemporary Burma*, New York: John Wiley & Sons, 1965, pp. 223.／Spiro, *Kinship and Marriage*……, p. 27.／Mya Than, "Little Change in……," pp. 63.／idem, "A Burmese Village—Rvisited," in B. J. Terwiel, ed., *Seven Village in Rural South East Asia: Socio-Economic and Anthropolological*, Gaya: Centre for South East Asian Studies, 1979, p. 6.／Khin Pwin Oo, "Yadaw Revisited 1976-78," Rangoon, Undated Typescript, pp. 94-99.
- (6) 斎藤「下ビルマ米作村の……」79~91ページ。
- (7) 高橋『ビルマ・デルタの……』193~219ページ。
- (8) ティングダウンジー村の概要および土地制度については、高橋「上ビルマ灌漑村……」を、灌漑設備と配水制度については、同「上ビルマ・チャウセー地方の河川灌漑と農業」(『アジア経済』第34巻第12号、1993年12月)を参照のこと。ビルマの平野部の主要農業地域を大別すると、デルタの水稻単作地帯、上ビルマの乾地農法地帯、同じく上ビルマの灌漑農業地帯の3つに分けられる

- が、上ビルマにおいて農外就業と階層構成に関する調査は行われたことがない。
- (9) 高橋「上ビルマ灌漑村……」176～180ページ。
- (10) 本章では、斎藤「下ビルマ米作村の……」では取り上げられていない、非農業に従事する世帯をも含めた村全体の就業構造を分析する。また、同論文や高橋『ビルマ・デルタの……』で言及されなかった、世帯ごとの部門別就業状況や性別の就業形態についても考察してみたい。
- (11) 高橋『ビルマ・デルタの……』72～81ページ。
- (12) この調査は悉皆調査を目指したものであったが、諸般の事情により中途で打ち切らざるをえなかったため、正規の標本抽出手続きを踏んでいない。この事情については、高橋「上ビルマ灌漑村……」150ページおよび156ページを参照のこと。以下では、調査世帯を中心に議論を進めるので、特別な言及がないかぎり「全世帯数」は「調査世帯総数」を示すものとする。
- (13) 本章では、水田、畑または菜園を保有し、これを耕作する構成員を含む世帯を「農家」とする。ただし、水田を保有せず、畑または菜園のみを保有する世帯はこの村にはない。
- (14) 本章では、自家農業を営む世帯についてはそれをもって世帯の「主業」とし、それ以外の世帯については、ビルマ語でエインダウンダーズ・アチーアケー(eindaundhâzù akyakê)と呼ばれる、世帯の主たる生計支持者を世帯主とし、世帯主が年間に最も長時間従事する職業を世帯の主業とする。そして世帯の主業を世帯の職業と見なして分類したのが表1である。また本章では、世帯の主業が農業の場合、農家の世帯構成員が自家農業の傍ら営む業務で、賃労働ではないものを「副業」、労働力を直接販売する賃労働を「兼業」と定義する。また、世帯の主業が農業以外の場合、世帯主が副次的に従事する職業または世帯主以外の構成員が従事する主業以外の職業のうち、賃労働でないものを「副業」、賃労働を「兼業」と定義する。高橋『ビルマ・デルタの……』69ページ参照。日本では、農家についてはここで定義した「副業」を自営兼業、「兼業」を労働兼業と呼んでいる。
- (15) 以下の行論では、独居老婦世帯は無視し、調査世帯総数を101世帯として議論を進める。
- (16) 他方、下ビルマのZ村では、6エーカー未満の過小農を除いては農業雇用労働に従事する構成員を含む農家はほとんどなかった。高橋『ビルマ・デルタの……』162～164ページ。その理由は、水稻単作を行うZ村では農繁期がすべての農家に同時に訪れるので、ほとんどの農家が自家の労働力だけでは足りず、農業労働者を雇用する一方、農閑期には農業労働者世帯の雇用機会さえ不安定化するので農家の過剰労働力が雇用される機会がほとんどない。すなわち農家の世帯構成員の就業機会が年間を通して非常に少ないからである。これに対

し、後述するように、ティンダウンジー村では何種類かの作付けパターンの組み合わせにより、労働力需要のピークがすべての農家で一致してしまうというようなことが起こらないようになっているものと思われる。

- (17) 1エーカーは約0.4ヘクタール。
- (18) 高橋「上ビルマ灌漑村……」159～161ページ。
- (19) 例外的に、5.5エーカーの農家でありながら、世帯主は占いで、その妻は中学校教師として村内でも有数の高所得を得ている世帯がある。だが、この世帯主の父は子供たちに農地を生前贈与する前は村一番の大土地保有者であり、世帯主も占いという特技があればこそ高所得があげられるのである。
- (20) 村で電気を引いている世帯は、12エーカー以上層のうちの3世帯と、後述の左官の大棟梁ウー・トゥーの世帯の計4世帯のみである。したがって、このような世帯でなければテレビ上映やバッテリーの充電は不可能である。
- (21) 斎藤照子「ビルマの糯米供出制度と農家経済—チュンガレー村の事例—」(『アジア経済』第20巻第6号、1979年6月) 13～14ページ、および、高橋『ビルマ・デルタの……』162～164ページ。
- (22) 高橋、同上書、171～174ページ。
- (23) 同上書、174～184ページ。
- (24) 同上書、174ページ。
- (25) 高橋「上ビルマ灌漑村……」172ページ。
- (26) ビルマ語で、カースワー(hkâswa)といい、苗の周り半径10cmをタユイン(taywin)という小さなシャベルで円形に掘って、その土をタユインで掘った円の内側に盛ること。
- (27) 敵から落ちた土を溝から再び畠の上にあげる作業。
- (28) 球と葉を切り離す作業。
- (29) 筆者が直接の面接調査をした農家31世帯からのデータをもとに推計。この31世帯の農地規模別構成は、4エーカー未満6世帯、4～8エーカー11世帯、8～12エーカー8世帯、12エーカー以上6世帯である。推計方法は以下のとおり。まず上記31世帯の男女別、自家・雇用別の労働力投入量を各作物および各農作業別に算出し、さらに筆者の調査助手が調査した、労働力投入量はわからないが作物別の作付面積がわかる残りの31世帯も各作物に同様に労働力を投下しているものと仮定し、筆者が調査した31世帯の労働力投入パターンを調査助手が調査した31世帯にも当てはめて、調査農家62世帯の労働力投入量を推計した。
- (30) 4月から始めたのは、ビルマの農業暦が4月から始まるからである。
- (31) 1エーカー稻刈りについて4～6バスケットの糲を労賃として支払うという請負契約。現物賃金の量は、水田の状態や刈り方によって異なる。1バスケットは乾燥状態の糲で約20.8kgに相当する容量単位。ポウッピヤツについては、

- 高橋『ビルマ・デルタの……』168ページ、を参照のこと。
- (32) 「雨期雇」および「乾期雇」については、同上書、165～168ページ、を参照のこと。
- (33) 男子が非農業部門へ就業してしまうので、女子の雇用が増加し、耕起・整地のレッサー・アライツが普及してきたとの推定も成り立つが、村の古者の話ではそういう事実はないとのことであった。もしあったとしても、少なくとも現在はここで述べたような雇用構造が制度として確立している。たとえば、田植えや除草などで女子労働力が不足しても、その代わりに村の男子を雇用するというようなことはなく、他村から女子労働者を連れてくる。
- (34) J.S. Furnivall, *An Introduction to the Political Economy of Burma*, 3rd ed., Rangoon: Burmese Advertising Press, 1957, pp. 37-38.ただし、ファーニバルも述べているように、専業化はしているものの、全世帯が村の職業に従事しているわけではなく、一部の世帯の何人かの構成員がそのような職業に従事しているにすぎない。
- (35) ウー(U)は、社会のあるいは年齢的に地位の高い男性に付ける敬称である。よって、彼の名前は「トエー」である。
- (36) ティンダウンジー村の南方約4.5kmにあるこの地域の中心都市。図1参照。
- (37) 1993年にティンダウンジー村を訪れてウー・トエーに聞いたところによると、90年頃から始まった建築ブームにより、村には遠くヤンゴンにまで稼ぎに行く左官がでてきた。たとえば、彼の息子のひとりは、農業労働者をしていた村民10人を引き連れ、政府の請負仕事をするために一家でヤンゴンに越して行った。
- (38) 日本名はビョウタコノキ。
- (39) たとえば、1642年5月24日の詔勅（アメインドー, amēindo）には、洗濯人グループにザガイン近くの土地を与える、またこの近くの土地をタイル作りのグループに与える、との記述がある (Than Tun, ed., *The Royal Orders of Burma, A.D. 1598-1885*, Part One, A.D. 1598-1648, Kyoto: Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University, 1983, pp. 447-448)。
- (40) ファーニバルは、これらの職業の商圏は半径5から50マイルであると述べている (Furnivall, *An Introduction*……, p. 37)。
- (41) 高橋「上ビルマ灌漑村……」180ページ
- (42) 両村とも調査データは1986～87年作のものであるので、インフレ率などを勘案する必要はない。
- (43) 高橋『ビルマ・デルタの……』194ページ。
- (44) ティンダウンジー村ではZ村と異なり、豚やあひるは飼育されておらず鶏を飼う世帯も少ない、畜産所得のほとんどは牛によるものである。
- (45) 表6中のサインガーは1年のうち少なくとも1回は季節雇として雇用され

る農業労働者、チャーバンは季節雇として雇用されることはなく、日雇あるいは請負ベースで雇用される農業労働者のことである。詳しくは、高橋『ビルマ・デルタの……』169ページ、を参照のこと。

(46) 同上書、213ページ。